

瀬戸市下水道事業におけるウォーターPPP 導入可能性調査業務委託  
特記仕様書

1 特記仕様書の範囲

この仕様書は、「瀬戸市下水道事業におけるウォーターPPP 導入可能性調査業務委託仕様書」第1章1及び2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記仕様書によるものとする。

2 業務委託期間

令和7年6月4日から令和8年3月13日まで

3 業務対象

瀬戸市が管理する全ての下水道施設

4 業務内容

以下に業務内容を掲げる。

(1) 事業情報と課題の整理・確認

① 関連情報の収集・整理

上位計画や関連計画、対象施設に係る基礎情報、業務の執行体制、維持管理及び改築更新等の中で官民連携事業を検討する際に必要となる情報について収集・整理する。

② 維持管理状況・実施体制の把握

本市における現在の維持管理の実施状況及び体制について関係者ヒアリングの結果等をもとに現状を把握し、問題点、課題点について整理を行う。

③ 課題の整理

①及び②で整理・確認した本市の下水道事業における課題について体系的に取りまとめる。

④ 解決の方向性

官民連携事業を活用することを想定し、その官民連携手法と課題を検討し、解決の方向性を整理する。また、官民連携事業の導入にあたって、民間事業者に意見を求めるべき事項について整理を行う。

(2) 官民連携事業スキームの検討

① 官民連携手法の整理

対象事業において、官民連携事業（ウォーターPPP）の適応性を検討するため、下水道事業における官民連携手法の事例を整理する。

② 官民連携事業の導入に係る課題と影響

本市の下水道事業が抱える課題に対し、官民連携事業の導入による影響（課題解決、継続課題、留意事項等）について整理し、対象事業への適応性を検討するとともに、本市において最適であると考えられる導入時期を検討する。

③ 事業範囲の検討

官民連携事業の導入による影響及び対象事業への適応性を考慮し、最適な事業範囲の検討を行う。

事業範囲については、管渠、処理場等、対象処理区全ての施設・業務を対象に検討を行い、対象事業の状況も考慮して総合的に選定する。

④ 性能発注の整理

③で選定した事業範囲において性能発注を導入する際に想定される課題について整理するとともに、先進事例における設定事例を整理する。

⑤ プロフィットシェアの枠組みの整理

プロフィットシェアの導入に係る先進事例の整理を行い、対象事業において適用可能な枠組みについて整理する。

(3) 執行体制及び官民の役割分担・リスク分担の検討

① 官民連携手法導入時の執行体制の検討

現状の執行体制における、下水道事業に係る業務の確認・整理を行い、官民連携手法導入時の最適な執行体制を検討する。

② 官民の役割分担・リスク分担の検討

官民連携手法導入時の発注者（官）と受注者（民）の事業範囲（役割分担）を検討し、官民のリスク分担について整理する。

(4) 民間市場調査（マーケットサウンディング）

事業内容やスキーム等に関して、民間事業者の意思意向を把握するとともに、自由意見を受けることで、導入評価の参考にする。また、事業範囲に及ぼす影響についても検討する。

必要に応じて、サウンディング説明会、個別ヒアリングへの出席・会場設営・運営補助についても実施する。

(5) 官民連携手法に係る導入効果の評価

官民連携事業を導入した際に想定される効果に係る先進事例の整理を行い、本事業の枠組みにおいて発現する定量的・定性的な導入効果について検討する。

(6) 庁内報告会の運営支援

前号までに検討した内容について瀬戸市内部で議論を進めるため、本業務の期間中に4回程度の報告会を開催することから、その際に必要となる議題の設定、開催運営及び資料作成等の支援を実施する。

また、報告会の具体的な開催時期については本業務の進捗状況を踏まえて効率的に進められるよう委託者と相談のうえ設定する。

なお、本業務の実施は必要に応じてオンライン会議ツールを活用する。

(7) 照査

業務を施行する上では、適宜、照査を実施して業務品質の確保に努めること。

(8) 報告書のとりまとめ

これまでの検討結果をとりまとめて、報告書を作成する。

(9) 設計協議

円滑に業務を進めるために中間打合せを3回実施するとともに、その他必要に応じて適宜、打合せを実施するものとする。